平成２６年（フ）第１７５１号
横浜市磯子区上中里町1028番地　３棟332号
債務者　白石　和哉
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４６１号
岡山市北区今２丁目18番16号今ハイツＢ201
債務者　河島　健児
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４８９号
静岡県掛川市本郷441番地の23、前住所静岡県藤枝市藤枝４丁目２番７号
債務者　安間　弘明
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５１３号
静岡県牧之原市大寄197番地
債務者　佐々木礼子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始決定の取消決定確定

平成２５年（フ）第１１９８４号
東京都港区赤坂６丁目６番５号
破産者　株式会社Ｓ・サチ・エンタープライズ
1　主文　原決定を取り消す。
2　決定確定日　平成26年11月５日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第６３３号
栃木県栃木市今泉町１丁目11番１号　サンパレスＢ102、開始決定時の住所栃木県宇都宮市茂原２丁目11番19号
破産者　木主　康明
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６３４号
栃木県宇都宮市徳次郎町3093番地４、前住所栃木県宇都宮市羽牛田町40番地３
破産者　木主　　薫
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３５号
千葉県成田市公津の杜５丁目７番地１　エルミタージュ201号
破産者　佐々木美佐子
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１３号
神戸市西区王塚台５丁目466番地の５
破産者　株式会社サカエ
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第８５６号
北海道石狩郡当別町美里1654番地14
破産者　株式会社当別上田商店
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５５号
千葉県印西市小林1605番地33
破産者　小方　展子
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１１号
山梨県上野原市上野原599番地
破産者　株式会社坂本屋
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第８６９号
神戸市東灘区深江浜町１番地の１
破産者　株式会社町田青果
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６２号
山形県上山市金生西１丁目２番30号
破産者　酒井建設株式会社
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４１３号
横浜市戸塚区戸塚町1862番地68
破産者　有限会社中山塗装店
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４４６号
横浜市中区長者町３丁目８番地13号
破産者　横浜ベストスタッフ株式会社
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５号
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科464番地の１
破産者　有限会社山一工務店
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第３２０号
鹿児島県鹿児島市城西２丁目22番26号
破産者　有限会社草原工務店
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第４５３号
栃木県河内郡上三川町大字東汗532番地
破産者　柴田　利江
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１４２０号
埼玉県さいたま市中央区上峰３丁目14―10―304
破産者　杉本　秀幸
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部